⑴　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、財団法人歯科医療研修振興財団において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記載して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所又は財団法人歯科医療研修振興財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

イ　４の⑴又は⑵に該当する者が提出する書類　卒業証明書又は卒業見込証明書

ウ　４の⑶に該当する者が提出する書類　歯科衛生士国家試験受験資格認定書の写し

この場合、財団法人歯科医療研修振興財団に認定書の原本を提示し、原本照合を受けること。

なお、４の⑴又は⑵に該当する者で卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成22年３月16日（火曜日）午後５時までに卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出されないときは、当該受験は無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成22年１月６日（水曜日）から同月20日（水曜日）までに、財団法人歯科医療研修振興財団に提出すること。

イ　受験に関する書類の提出は原則として、書留郵便によるものとし、平成22年１月20日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午後５時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、14,300円とし、受験手数料の額を財団法人歯科医療研修振興財団所定の５連式払込用紙を用いて郵便局又は銀行の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、平成22年２月19日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

６　合格者の発表　試験の合格者は、平成22年３月25日（木曜日）午後２時に、財団法人歯科医療研修振興財団及び厚生労働省にその受験地、受験番号を掲示して発表する。

７　その他　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成21年12月３日（木曜日）までに財団法人歯科医療研修振興財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　試験に関する照会先　財団法人歯科医療研修振興財団　東京都千代田区九段北４丁目１番20号　歯科医師会館内　郵便番号102―0073　電話番号03(3262)3381　ＦＡＸ番号03(3262)2179

歯科衛生士試験委員の公告

第19回歯科衛生士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成21年９月１日

厚生労働大臣　舛添　要一

試験委員長　川口　陽子

副委員長　池見　宅司

委員

安孫子宣光	石井実和子	磯﨑　篤則
大内　章嗣	尾﨑　哲則	勝海　一郎
川口　　充	川浪　雅光	後藤　滋巳
佐藤　厚子	杉本久美子	諏訪　文彦
髙田　　隆	高久　　悟	髙見佳代子
田中丸治宣	田村　清美	寺中　敏夫
富沢美恵子	畠中　能子	日野出大輔
前田　伸子	升井　一朗	松本　厚枝
宮崎　晶子	森戸　光彦	森田　　学
山田小枝子	吉田　直美	

平成22年（第60回）計量士国家試験

計量法施行規則（平成５年通商産業省令第69号）第65条の規定に基づき、計量士国家試験の試験の場所、日時、受験の願書の提出期限その他必要な事項を次のとおり告示する。

平成21年９月１日

経済産業大臣　二階　俊博

１　試験の場所　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

２　試験の日時　平成22年３月７日（日）

３　試験の区分　試験は、環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）及び一般計量士について行う。

４　受験の願書の受付期間等　平成21年10月15日（木）から同月30日（金）まで郵送（書留、簡易書留又は特定記録）の受付とする（当日消印有効）。なお、封書の表に「計量士試験願書在中」と明記すること。

５　受験願書の提出先　受験願書の提出先は、次の表に掲げる試験地のうち受験を希望する試験地の、同表の中欄に掲げる経済産業局又は沖縄総合事務局の担当課とする。

試験地	担当課名	所在地
北海道	北海道経済産業局 産業部消費経済課	〒060―0808 札幌市北区北８条西２丁目
宮城県	東北経済産業局 産業部消費経済課	〒980―8403 仙台市青葉区本町３丁目３番１号
東京都	関東経済産業局 産業部消費経済課	〒330―9715 埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１
愛知県	中部経済産業局 産業部消費経済課	〒460―8510 名古屋市中区三の丸２丁目５番２号
大阪府	近畿経済産業局 産業部消費経済課	〒540―8535 大阪市中央区大手前１丁目５番44号
広島県	中国経済産業局 産業部消費経済課	〒730―8531 広島市中区上八丁堀６番30号
香川県	四国経済産業局 産業部消費経済課	〒760―8512 高松市サンポート３番33号
福岡県	九州経済産業局 産業部消費経済課	〒812―8546 福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号
沖縄県	沖縄総合事務局 経済産業部商務通商課	〒900―8530 那覇市おもろまち２丁目１番１号

６　提出書類　計量士国家試験受験願書（計量法施行規則第63条第２項による試験科目の免除を受けようとする者は、既に合格した区分の試験について合格証書の写しを願書裏面に貼付すること。）

７　受験願書用紙及び試験案内書の請求　平成21年10月１日（木）から同月30日（金）まで、前記５の各経済産業局又は沖縄総合事務局の担当課において受験希望者に交付する。郵便で交付を請求する場合（１回につき８部までに限る。）は、請求部数が１部の場合は140円切手、（２部の場合は200円、３部又は４部の場合は240円、５部から８部の場合は390円の切手）を貼り、表面にあて先及び希望部数を明記（「計量士試験願書○部希望」など）した、返信用封筒（角形２号、Ａ４版が入る大きさ）を同封すること。

８　その他　試験の詳細については、受験願書と同時に交付する試験案内書に記載する。